

お米の食品表示が変わりました

お米を販売するときには、「食品表示法」に基づく「食品表示基準」によって表示が定められています。生産者であっても、消費者に玄米及び精米を販売する場合は、表示が必要です。このパンフレットの表示例を参考に、適切な表示をお願いします。

【最近の改正事項】

- ★ 近年多様化しているお米の流通に対応できるように、**農産物検査証明を受けていないお米**でも、**根拠となる資料が保存されていれば「産地」「品種」「産年」の表示**ができるようになりました。その際には、「種子の購入履歴及び生産記録による確認」など、**表示確認方法を任意で表示**できます(R3.7.1～)。
- ★ 生産者名など**消費者の選択に資する適切な情報を、一括表示枠内に表示**できるようになりました(R3.7.1～)。
- ★ 食品ロスの削減や、物流の効率化などのため、「精米(調製)年月日」の項目が「**精米(調製)時期**」となりました(R2.3.27～)。

【一括表示の共通の項目】

名称

- ◆ 「うるち精米」「精米」「胚芽精米」(もち精米の場合は「もち精米」と記載します。
- ◆ 「玄米」の場合は、「玄米」と記載します。

内容量

- ◆ 「〇〇g」または「〇〇kg」と記載します。

精米(調整)時期

- ◆ 項目欄に、精米の場合は「精米時期」、玄米の場合は「調製時期」と記載します。
- ◆ 「年月旬」または「年月日」を表示します。⇒ポイント1参照



※表示に用いる文字は、JIS Z8305に規定する12ポイント(内容量が3キログラム以下のものにあつては、8ポイント)の活字以上の大きさの統一のとれた文字とします。

ケース① 袋詰精米(玄米)〔単一原料・検査米〕

※原料玄米の産地、品種、産年が同一で、農産物検査法による証明を受けている場合

(表示例)

名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 栃木県 農産物検査証明による	コシヒカリ	R3 年産
内容量	10kg		
精米時期	令和3年10月上旬		
販売者	栃木 一郎 栃木県宇都宮市埴田 1-1-20 TEL 028-623-0000		

原料玄米

- ◆ 検査米の場合(全ての原料玄米について農産物検査法による証明を受けた場合)で、証明を受けている旨について表示する場合は、「**農産物検査証明による**」や「**農産物検査証明済**」などとします。
- ◆ 「単一原料米」と表示し、「産地」「品種」「産年」を併記します。
⇒(品種について)P3.ポイント2参照

ポイント1 「年月旬」表示の導入について

精米及び玄米には、これまで「精米(調製)年月日」を表示することとされていましたが、令和2年3月27日から、年月日に加えて「**年月旬(上旬/中旬/下旬)**」表示もできるようになりました。

これにより、食品ロスの削減や物流の効率化が図られることが期待されます。

項目欄を「**精米時期**」や「**調製時期**」と変更するようお願いします。

この項目には、下のような表示をします。

(例) 「令和3年10月上旬」 「03.10.中旬」 「2021.10.下旬」 「21.10.中旬」

※「上旬」は月の1日~10日、「中旬」は月の11日~20日、「下旬」は月の21日~末日を指します。

ケース② 袋詰精米（玄米）〔単一原料・未検査米・根拠資料あり〕

※原料玄米の産地、品種、産年が同一で、これらについて根拠を示す資料を保管している場合

(表示例)

名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 栃木県 コシヒカリ R3 年産 種子の購入記録及び生産記録による確認		
内容量	10kg		
精米時期	令和3年10月上旬		
販売者	栃木 一郎 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 TEL 028-623-0000		

原料玄米

◆農産物検査法による証明を受けておらず、「産地」「品種」「産年」について根拠となる資料を保管している場合は、「産地」「品種」「産年」の表示ができます。

⇒(品種について) P3. ポイント2参照

◆確認方法について表示する場合は、「**種子の購入記録及び生産記録による確認**」や「**〇〇(生産者)確認による**」などとし

⇒P3. ポイント3参照

ケース③ 袋詰精米（玄米）〔複数原料・検査米〕

※産地、品種または産年が同一ではない原料玄米を混合したもので、これらについて農産物検査法による証明を受けている場合

(表示例)

名称	精米			
	産地	品種	産年	割合
原料玄米	複数原料米 国内産 10割 { 栃木県 コシヒカリ R3 年産 8割 } { 栃木県 ミルキークイン R3 年産 2割 } 農産物検査証明による			
内容量	10kg			
精米時期	令和3年10月上旬			
販売者	栃木 一郎 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 TEL 028-623-0000			

原料玄米

◆「複数原料米」など、原料玄米の産地、品種または産年が同じでないことが分かる表示をします。⇒P3. ポイント4参照

◆「国内産 10割」と表示し、その下に括弧をつけて、使用割合の高い順に、使用割合と併せて、「産地」「品種」「産年」を表示します。

⇒(品種について) P3. ポイント2参照

◆検査米の場合(農産物検査法による証明を受けた場合)で、証明を受けている旨について表示する場合は、「**農産物検査証明による**」や「**農産物検査証明済**」などとし

ケース④ 袋詰精米（玄米）〔複数原料・未検査米・根拠資料あり〕

※産地、品種または産年が同一ではない原料玄米を混合したもので、これらについて根拠を示す資料を保管している場合

(表示例)

名称	精米			
	産地	品種	産年	割合
原料玄米	複数原料米 国内産 10割 { 栃木県 コシヒカリ R3 年産 8割 } { 栃木県 ミルキークイン R3 年産 2割 } 種子の購入記録及び生産記録による確認			
内容量	10kg			
精米時期	令和3年10月上旬			
販売者	栃木 一郎 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 TEL 028-623-0000			

原料玄米

◆「複数原料米」等、原料玄米の産地、品種または産年が同じでないことが分かる表示をします。⇒P3. ポイント4参照

◆農産物検査法による証明を受けておらず、「産地」「品種」「産年」について根拠を示す資料を保管している場合は、「産地」「品種」「産年」の表示ができます。

⇒(品種について) P3. ポイント2参照

◆「国内産 10割」と表示し、その下に括弧をつけて、使用割合の高い順に、使用割合と併せて表示します。

◆確認方法について表示する場合は、「**種子の購入記録及び生産記録による確認**」や「**〇〇(生産者)確認による**」などとし

⇒P3. ポイント3参照

ケース⑤ 袋詰精米（玄米）〔未検査米・根拠資料なし〕

※産地、品種または産年についての根拠を示す資料を保管していない場合

(表示例)

名称	精米			
	産地	品種	産年	割合
原料玄米	複数原料米 国内産			10割
内容量	10kg			
精米時期	令和3年10月上旬			
販売者	栃木 一郎 栃木県宇都宮市埜田 1-1-20 TEL 028-623-0000			

原料玄米

- ◆産地、品種、産年について、根拠となる資料がない場合には、「複数原料米 国内産 10割」と表示します（国内産の場合）。
- ◆なお、産地のみを根拠を示す資料を保管している場合は、下のように表示できます。
(産地の根拠を示すことができる場合の例)

産地	品種	産年	割合
複数原料米 国内産			10割
〔栃木県産 生産記録による確認〕			10割〕

※品種、産年についても同様に表示できます。

ポイント2 「品種」の表示について

「品種」として表示できるのは、種苗法に基づき品種登録又は品種登録出願された品種で、根拠資料が保管されているものに限ります。品種登録等されている名称を正しく表示します。なお、主な品種の正しい名称は、次のとおりです。

- | | | | |
|---------|-----------|---------|--------|
| ☆コシヒカリ | ☆なすひかり | ☆とちぎの星 | ☆あさひの夢 |
| ☆ゆうだい21 | ☆ミルクQueen | ☆きぬはなもち | ☆モチミノリ |



ポイント3 表示の根拠の確認方法について

令和3年7月1日から、「産地」「品種」「産年」について根拠となる資料を保管している場合には、それらを記載できるようになりました。この「根拠となる資料」には、トレーサビリティ伝票（産地の証明）、種子購入記録及び栽培記録（品種、産年の証明）などが考えられます。

ポイント4 「複数原料米」について

「原料玄米」の欄には「複数原料米」など原料玄米の産地、品種または産年が同じでないことが分かるよう表示します。ほかに「ブレンド米」や「混合米」とも表示できますが、表示と内容に矛盾がなく消費者に誤認を与えないように記載しましょう。

米トレーサビリティ法について

お米を出荷、流通、販売する事業者には、お米が生産者から消費者に渡るまでの移動が分かるよう、記録、伝達することが義務付けられています。

問題が発生した場合などに、流通ルートを手早く特定することができます。農業者の皆さんは、次の取組をお願いします。

取引記録の作成・保存

- お米を出荷する際には、取引記録（必要事項：①品名、②産地、③数量、④取引年月日、⑤取引先名、⑥搬出場所、⑦用途限定 米の場合にはその用途）を作成します。出荷伝票に必要事項が記載されていれば、それを保存することで問題ありません。
- 作成した取引記録は、原則3年間保存します（ただし、賞味期限が3年を超える商品については、5年間保存）。

産地情報の伝達

- お米を他の事業者へ譲り渡す時や一般消費者に直接販売する時には、産地情報を伝達します。
- 他の事業者へ譲り渡す時は、伝票や商品の容器・包装へ「国産」「栃木県産」など（市町村名や一般的に知られた地名でも可）と記載し、産地情報を伝達します。
- 一般消費者に販売する時は、食品表示法に基づく表示（P1～3のケース①～⑤参照）を行い、産地情報を伝達します。

※ 米加工品の場合も上記の事項が義務付けられています。農林水産省HPを参照してください。

消費者の選択に資する適切な情報について

令和3年7月から、付加価値として消費者に伝えたい情報（生産者名、保存方法、分つき米である旨、品評会等での受賞歴など）を一括表示欄に記載できるようになりました。

ただし、消費者に誤認を与えないよう、受賞歴であれば、当該商品そのものの評価ではない旨など明示するようにしましょう。

Q. 産地、品種及び産年の根拠を確認した方法は必ず表示する必要がありますか。

A. 義務表示ではないため、必ず表示しなければならないということではありませんが、消費者の自主的かつ合理的な選択に資する事項であるため、表示することが望ましいと考えます。

Q. 産地、品種及び産年の根拠となる資料は、どの程度の期間保管すればいいですか。

A. 調製年月日、精米年月日又は輸入年月日から3年間保管してください。

Q. ばら売り（量り売り）の場合はどんな表示が必要ですか。品種や産年を表示することができますか。

A. 生鮮食品と同様、「名称」及び「原産地」の表示が必要となりますので、立て札等により表示を行ってください。なお、品種や産年について表示する場合は、消費者への的確な情報提供を行う観点から、袋詰めのお米・精米と同様に、根拠を示す資料を保管しましょう。

Q. インターネット等で通信販売をする場合も表示が必要ですか。

A. 通信販売であっても、容器包装に入れて販売する場合は、容器包装にそれぞれの表示例のように、食品表示基準に基づいた表示が必要です。なお、購入者が重量、精米度合いなどを指定して注文する販売形態であっても同様の表示が必要です。

Q. 項目が「精米（調製）年月日」となっている米袋は、いつまで使えますか。

A. 令和4年3月31日まで経過措置期間が設けられています。

Q. 「赤米」や「黒米」という表示はできますか。

A. 一括表示欄の名称は「玄米」と表示しますが、一括表示欄以外の箇所に「赤米」や「黒米」と表示しても問題ありません。

なお、種苗法に基づき品種登録又は品種登録出願された品種であり、根拠資料が保管されていれば、一括表示欄に品種を表示することはできます。



Q. 「新米」と表示することはできますか。

A. 「新米」の表示は原則として表示できませんが、次の場合は「新米」と表示できます。

- ①原料玄米が生産された当該年の12月31日までに容器包装に入れられた玄米
- ②原料玄米が生産された当該年の12月31日までに精白され、容器包装に入れられた精米

【問合せ先】

【お米の表示に関する問合せ先】

栃木県保健福祉部 生活衛生課 食品安全推進班 TEL：028-623-3114

関東農政局消費・安全部米穀流通・食品表示監視課 TEL：048-740-0090

【米トレーサビリティ法に関する問合せ先】

栃木県農政部農政課 食育・地産地消担当 TEL：028-623-2288

関東農政局消費・安全部米穀流通・食品表示監視課 TEL：048-740-0090

【地域における問合せ先】 ※米トレーサビリティ法

河内農業振興事務所 TEL：028-626-3061

上都賀農業振興事務所 TEL：0289-62-5236

芳賀農業振興事務所 TEL：0285-82-4720

下都賀農業振興事務所 TEL：0282-23-3425

塩谷南那須農業振興事務所 TEL：0287-43-1252

那須農業振興事務所 TEL：0287-23-2151

安足農業振興事務所 TEL：0283-23-1455